

就学援助制度のお知らせ

(期間：令和元年 8 月から令和 2 年 7 月まで)

三田市では、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助の認定・支給を希望する人は、下記により申請してください。

- ・ 令和元年 7 月までの就学援助の認定・支給を受けている人であっても、令和元年 8 月からの就学援助の認定・支給を希望する人は、申請してください。(毎年度、申請が必要です)。
- ・ 三田市へ転入する前に、他の市区町村において就学援助の認定・支給を受けている人であっても、三田市において就学援助の認定・支給を希望する人は、申請してください。

1. 就学援助を受けることができる人

下記の①から③までの全ての要件に該当する人が対象です。

- ① 三田市に住所を有する
- ② 三田市立の小・中・特別支援学校(高等部除く)に在籍している児童及び生徒と同居する保護者である
- ③ 下記のAからDまでいずれかの要件に該当する
 - A 生活保護を受けている
 - B 児童扶養手当の支給を受けている(全部停止を除く)
 - C 平成 30 年中(平成 30 年 1 月～12 月)の合計所得金額が下記の基準金額以下である

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	1 人増える毎に加算する金額
母子・父子家庭以外	1,721,000 円	1,872,000 円	2,306,000 円	2,634,000 円	448,000 円
母子・父子家庭	1,721,000 円	2,104,000 円	2,589,000 円	2,938,000 円	467,000 円

※ 所得とは、「収入金額」から「給与所得控除・必要経費」を差し引いた金額です。

※ 合計所得金額は、基本的には、住民基本台帳上の世帯をもって生計を同一にする人として、これらの人の所得を合計して求めます。

ただし、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人等)がいる場合、又は、住民基本台帳上の世帯に含まれている人で生計を別にする人がいる場合は、これらの人を加除します。

※ 母子・父子家庭である場合は、母子・父子家庭欄の金額となります(「4.申請方法 ②」のとおり、「母子家庭等医療費受給者証」等を添付してください)。

※ 心身に障害をお持ちの人と同居している場合は、1 人あたり 271,000 円を加算してください。(「4.申請方法 ②」のとおり、「身体障害者手帳」等を添付してください)。

D その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある

※ 学校教育課までご相談ください。

2.支給期間

就学援助の支給開始日は、就学援助の認定を受けた日の属する月の初日からとなります。

就学援助の支給終了日は、令和2年7月31日まで(中学3年生は、令和2年3月31日まで)となります。

ただし、支給期間内であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、認定を取消し、支給を終了します。

3.支給金額

各基準日において、就学援助の支給対象となっている人に、下記のとおり支給します。

ただし、生活保護の教育扶助を受けている人は、生活保護の教育扶助の対象外となっている修学旅行費のみを支給します。

支給方法は、就学援助申請書に記入された振込口座への振込となります(学校給食費及び医療券に係る支給を除く)。

就学援助費目	基準日	支給金額等	支給時期
学用品費・通学用品費	毎月1日	小学校1年生 3,807円(4か月分)	7月
		小学校2～6年生 4,550円(4か月分)	11月
		中学校1年生 7,440円(4か月分)【注1】	翌3月
		中学校2～3年生 8,184円(4か月分)	【注2】
新入学児童生徒学用品費	4月1日	小学校 40,600円 中学校 47,400円 ※平成31年度入学者対象の入学準備金の支給を受けた人は対象外です。	5月
校外活動費	校外活動日	小学校 宿泊なし 1,570円 (実費上限・年1回)	随時
		小学校 宿泊あり 3,620円 (実費上限・年1回)	
		中学校 宿泊なし 2,270円 (実費上限・年1回)	
		中学校 宿泊あり 6,100円 (実費上限・年1回)	
修学旅行費	修学旅行日	小学校6年生 実費 中学校3年生 実費	
学校給食費	毎月1日	小学校 実費(3,900円/月) 中学校 実費(4,500円/月)	【注3】
医療費	毎月1日	対象疾病【注4】により保険医療機関に受診する際の自己負担金(上限400円)に係る医療券	【注5】

【注1】 通学用ヘルメットを新規購入された場合は、「学用品費・通学用品費」に通学用ヘルメット購入費として1,000円を加算して支給します(中学校のみ)。

【注2】 学用品費・通学用品費は、4か月分ずつ(4～7月分=7月支給、8～11月分=11月支給、12～翌3月=3月支給。途中認定の場合は月割。)支給します。

【注3】 学校給食費は、学校教育課から学校給食課に直接納付します(就学援助の認定を受けた後に学校給食費を納付された場合は、後日、精算されます)。

【注4】 対象疾病は、結膜炎(アレルギー性は除く)、トラコーマ、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(健康保険診療の対象となる治療)、寄生虫病(虫卵保有を含む)です。

【注5】 医療券は、学校での健康診断の結果等により交付しますが、不足する場合等は、学校に申し出てください。

4.申請方法

下記の書類を**在籍する学校へ提出**してください。

- ① **申請する児童及び生徒 1 人につき「就学援助申請書」を 1 部提出**してください。
「就学援助申請書」は、**在籍する各学校、三田市教育委員会学校教育課にて配布**します。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ② 就学援助の認定の審査、支給等の事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳及び児童扶養手当の受給状況等の個人情報をもとに三田市教育委員会が職権で閲覧することを承諾されたうえで申請いただきますので、基本的には、添付書類は不要です。
ただし、**生計を同一にする人について、下記の事由のいずれかに該当する場合は、該当する添付書類を提出**してください。

事 由	添付書類
A 平成 31 年 1 月 1 日時点で、他の市区町村に居住している場合	平成 31 年 1 月 1 日時点で居住している市区町村が発行する平成 31 年度の「所得・課税証明書」、「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」、「市・県民税納税通知書」のいずれかの写し
B 母子・父子家庭である場合	「母子家庭等医療費受給者証」、「戸籍謄本」のいずれかの写し
C 心身に障害をお持ちの人と同居している場合	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者手帳」のいずれかの写し

※ **生計を同一にする人には、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人等)を含みます。**

※ 「A 平成 31 年 1 月 1 日時点で、他の市区町村に居住している場合」は、これに該当する添付書類を提出してください(収入の有無にかかわらず、必要です(ただし、児童・生徒で収入がない場合は、不要です))。

また、これに該当する添付書類の提出がない場合は、期限を定めて提出依頼するとともに、期限内に提出がない場合は、就学援助申請書を返却します(「生活保護を受けている」、「児童扶養手当の支給を受けている(全部停止を除く)」等、合計所得金額を求めなくても就学援助の認定の審査ができる場合を除く)。

※ 「B 母子・父子家庭である場合」、「C 心身に障害をお持ちの人と同居している場合」であっても、これらに該当する添付書類の提出がない場合は、これらに該当しないものとして就学援助の認定の審査を行います。

5.申請期限

事前申請期限 令和元年 6 月 25 日(火)

8 月分からの認定・支給にあたり、学校の夏季休業日等を考慮して、事前申請を受付しますので、できる限り、事前申請期限までに申請してください。

なお、事前申請期限後は、**随時受付**しますので、上記期限にかかわらず、認定・支給を希望する人は、随時、申請してください(ただし、支給開始日が遅くなる場合があります)。

6.留意事項

上記の他、申請にあたっては、下記の点に留意してください。

- ・ 就学援助の認定の審査、支給等の事務を行うにあたり、在籍する各学校、三田市教育委員会学校教育課から、これらに必要な問い合わせ、添付書類の提出の依頼等をする場合があります。

- ・ 虚偽の申請その他不正な手段による認定が判明した場合は、認定を取消し、支給を終了するとともに、既に支給した就学援助費について返還を請求する場合があります。
- ・ 令和 2 年 4 月以降の認定・支給については、令和 2 年度予算の成立を前提にしていますので、状況によっては、このお知らせのとおり認定・支給できない場合があります。

7.問い合わせ等

ご不明な点等は、在籍する各学校、三田市教育委員会学校教育課(Tel.559-5136)までお問い合わせください。

この「就学援助制度のお知らせ」及び「就学援助申請書」は、市ホームページに掲載しています(右記の二次元コードからアクセスできます。)

